

◎工事関係者事故を発生させた下記業者について、2週間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：白石建設株式会社
業者の住所：長崎県平戸市戸石川町480-1
2. 指名停止措置期間：令和3年9月24日 ～ 令和3年10月7日
(2週間)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、白石建設株式会社が、令和2年11月10日、松浦市志佐町の倉庫において、民間発注のスレート屋根の張替え工事のため、男性作業員が屋根に上がり作業を行っていたところ、スレート板を踏み抜き約6.3m下のコンクリート床に墜落し死亡する工事関係者事故を起こした。
このことにより、同社及び同社の当時の現場責任者が、江迎労働基準監督署から労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和3年7月30日、略式命令による罰金刑が確定した。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる白石建設株式会社が民間発注工事において工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第1第8号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止2週間を適用する。

<措置要領別表第1>

措置要件	期間
8 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2カ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 伊東 裕倫（内線 2511）
（契約課直通：TEL 092-476-3509）
港湾空港関係
総務部契約管理官 山村 裕未（内線 290）
（経理調達課直通：TEL 092-418-3345）